

第三十八回 參議院大蔵委員會會議錄第十九号

昭和三十六年三月三十一日(金曜日)

出席者は左の通り。

理事
上林
忠次君

卷四

卷之三

域綱連絡局長別冊

大藏政務次官

通政司
信政監理官

常任委员

全專門圖

第五部 大蔵委員会会議録第十九号

昭和三十六年三月三十一日

卷之三

○ 本日の会議に付した案件

○ 法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○ 税特別措置法の一部を改正する法律案
法律案(閣法第二四号) (内閣提出、衆議院送付)

○ 物品税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○ 税特別措置法の一部を改正する法
律案(閣法一三八号) (内閣提出、衆議院送付)

○ 郵便貯金特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 沖縄における模範農場に必要な物品
及び本邦と沖縄との間の電気通信に
必要な電気通信設備の譲与に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 委員長(大竹平八郎君) ただいまか
ら委員会を開きます。

まず、法人税法の一部を改正する法
律案、税特別措置法の一部を改正する法律
案、税特措置法の一部を改正する法律
案(閣法第二四号)、以上三法律
案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。一
別に御発言もなければ、これにて三法
律案に対する質疑は尽きたものと認め
て御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○ 委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより三法律案の討論に入ります

○荒木正三郎君　ただいま議題になつております法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、この三案に對しまして、本会党を代表いたしまして反対の意見を申し述べたいと思います。

池田内閣は、三十六年度予算において、減税問題、社会保険問題、公共投票権の問題、これを重点施策として内外に明らかにしたのであります。今論議されている減税問題は、池田内閣の重点施策の最も重要な一つの政策であります。しかし、本法案を通じまして検討いたしました結果第一に指摘なければならない点は、公約を完全に実施していないという点であります。過般の総選挙を通じて、いわゆる池田内閣並びに自民党は、千二百億円の大幅減税を国民に約束をいたしたのであります。しかし、今度の法案を検討をいたしますと、結局、ガソリン税の増徴等を差し引きますと、三十六年度において六百二十二億、これを平年度に直しましても七百五十六億円の減税にすぎないのであります。これは明らかに一千二百億減税の公約を無視したものといわざるを得ないのであります。

さらに、三十五年度は、経済の成長に伴いまして、税の自然増収が四千一百億円をこえておるのであります。また、三十六年度の自然増収におきましても、三千九百億円が見込まれるのであります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

あります。この一年間の自然増収は少くとも八千億円に達すると思われます。こういうような自然増収があるのにもかかわらず、そのわずか一割にも足らない六百二十二億円でこれを塗刷しよう、そういう態度は、われわれとしては承服しがたいのです。また、これは明らかに公約違反であり、國民を欺瞞するものである、かように考えるのであります。

それから、税の内容の問題でございまが、われわれ社会党は、税制の改正にあたりましては次の三点を最も重視し、これを強く主張してきたのであります。その第一点は、生計費に課税をしてはならない。

第二点は、租税特別措置で大資本並びに高額所得者に不当な擁護をしてはならないという点であります。第三点は、酒、たばこ、砂糖等の重税で大衆収奪をしてはならない、こういう基本的な考え方を持つておるのであります。

こういう立場から今度の減税内容をしさいに検討をいたしますと、第一の、生計費に課税をしてはならない、こういう立場から今度の所得税の減税内容を見ますと、明らかに生活費に食い込むような部面にまで課税をしておるということが言い得ると思うのであります。すなわち、総理府の調査によりますと、昨年十月の全国都市の消費調査によりますと、五人家族で一ヶ月の生計費が約三万五千円と出でるの相ります。昨年の十月以来、物価が相当

値上がりをいたしておりますので、それを三%、それから不時の病氣等のための支出、そのことを考えて約四%と年額にいたしまして四十五万円、これが最低の生活費である、かようになりますと、今度の政府の課税限度は標準世帯で三十九万円になつております。これは従来の三十二万七千円に比べまして、六万三千円の引き上げになつております。この点は認めます。認めますけれども、なお三十九万円では生活費に食い込んでおると、私どもは了承することができないのであります。従つて、総理府統計の示すごとく、少なくとも課税の最低限度を五万円までに引き上げる必要があると、いうふうに考へるのであります。そういう点から考えて、生計費に課税しないといふわれわれの考えが、今度の減税案においては実現しておらないという点に、非常な不満を持つものであります。

次に、第二点の問題として、いわゆる大資本と高額所得者を擁護する租税特別措置法の問題でございますが、これは三十五年度当初予算において一千四百七億円の減税措置が見込まれておったのであります。その後、自然増収などで約四百億円、地方税の自動的減税で約四百億円、昭和三十五年度において計約二千三百億円の減税優遇措置がこの法律によって行なわれてきた、か

よう考へる所であります。これは税の公平な負担、適正な負担という見地から見まして、こういう大資本に対する課税の恩典、これは從来問題になつておったところであります。しかるに、政府提案では、三十六年度においてはわずかに百十八億円を整理したということにとどまつておるのであります。私どもは、この租税特別措置法については、英断をもつて大きな整理統合を行なう必要があると考えております。そういう点から、今回の処置はまことに微温的であり、とうてい了承がしたいものであります。

次に申し上げたい点は、所得税をかける水準に達しない低額所得階層に対する税制上の配慮が全然ないと云ふことであります。言いかえていうならば、間接税に対する改正といふものが全然行なわれていないということは私どもとしては承しがたいのであります。間接税の中でも、最も大衆的な生活を非常に苦しめておるのであります。今日減税問題を考える場合、どうもとしては了承しがたいのであります。このことはとりもなおさず大衆収奪であり、大衆が生活していると思われる酒、たばこ、砂糖、これは非常な重税が課せられておるのであります。このことは減税案は国民の期待に著しく反するものである。また国民の生活の不安解消するものではない。そして一方では大資本、高額所得者を擁護する、そういう考え方方が依然として残つておる。こういう点を考えますときには、この税法三案に對して賛成することはできないのであります。私は、反対意見を述べ、今後大衆課税である間接税に對して早急にその改善の措置を講ずることを要望いたしまして、反対討論を終わります。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代

表しまして、ただいま上程されております三案に対しまして反対の意見を申述べたいと存じます。

池田内閣は、一千億円減税をやると

言ひ、さらには来年度から中央地方を

苛酷な税収奪に反対している中小業者

通ずる税法の根本的改正をやるということを表看板にしておりますが、その一千億減税の内容を見ますと、実質的には主として大独占資本のための政策であり、労働者、農民、中小業者その他所得者への減税は雀の涙ほどもどもとしては了解に苦しむところです。今度の減税措置の恩典に浴さない国民の七〇%近くの大衆は、この間接税の重圧に苦しんでおる。こういう実態をそのまま放置するということは、私どもとしては了解に苦しむところであります。少なくとも政府はこの大衆課税である酒、たばこ、砂糖の重税を緩和するという措置をすみやかにとるべきであるというふうに考えておる所であります。最近、国民の生活は、鉄道運賃の値上げ等一連の公共料金の値上げによりまして、非常に苦しくなつておるのであります。今回六百二十二億円の減税をしたと言ひますけれども、公共料金の値上げによってこうむる国民の負担はそれを越えているのであります。全く相殺されてしまったのであります。

こういうふうに考えますと、今度の減税案は国民の期待に著しく反するものである。また国民の生活の不安解消するものではない。そして一方では、さらに新たに技術の振興及び設備費、利子所得等に対する特別措置を残し、配当課税を引き下げて、大独占資本に対する優遇をしておるだけではなく、さらには新たな技術の振興及び設備の近代化、産業助成等の名によりまして、大独占企業のための減税を行なつております。その一方、農民の供出本についての特別措置とか、お医者さんや社会保険診療に対する特別措置はこれを廃止しようとしておるのであります。中、小企業にも一見恩恵を与えるかに見せかけ、実は大独占資本の利益擁護に終始している。これが租税特別措置法の実体であります。

法人税法の改正案では、法人の形をとっている中小企業に對しても若干の減税措置が講ぜられているかのように見えますが、これは全くの欺瞞であります。中小企業法人は大部分はいわゆる同族会社であります。政府は從来、この同族会社を個人企業の要求とほきわめて大きな隔たりがあるのです。中小企業法人は大蔵大臣は源泉徴収は、私がさきの大蔵委員会の質疑の中で明確に指摘したように、憲法、財政法、会計法、所得税法に違反し、労働者の基本権、すなわち賃金は通貨で直接労働者にその全額を支払わねばならぬと規定した労働基準法二十四条をまつこうからじゅうりんするものであります。大蔵大臣は源泉徴収は國民から歓迎されていると述べられておりますが、総評はこれに反対し、違憲の訴訟を提起しておるではありません。大蔵大臣は源泉徴収は國民から歓迎されていると述べられました。しかも、このごくわずかの税率引き下げの恩恵にもあづかれないと見なして、その内部留保を非常に苛酷な税率で収奪し、中小企業の資本の蓄積を圧迫し、事業の発展を阻害してきました。その中小企業に対する今回

の法人税の改正は、政府のそのようなめられるべきものであります。政府は基礎控除の中にこれらの費用は含まれていると答えておられます。基礎控除はあくまでも必要経費ではあります。政府は当然労働者の必要経費を認めます。私は大蔵委員会において法に違反した源泉徴収を即刻やめるべきであると主張しましたが、これに対しまして大蔵大臣は、もしもこれが法に違反するならば法改正をいたします。同時に、この言葉は政府は憲法違反、法違反をさらに重ね、拡大しますが、百貨店その他の大資本に圧迫され、独占の集中系列化のしわ寄せをますます強化されている中小業者の要求、すなわち基礎控除、配当課税をやつとしかもござくわずか認めざるを得なくなつて、従者控除を二十才以下九万円、二十才以上十二万円とするなど、白色申告者の専従者控除を無条件七万円とすること、扶養控除、配遇者控除、専従者控除の重複控除を認めるなどといふのがささやかな要求をすらもいれようとはいたしておりません。労働者の勤労所得税に至つては、戦時中の税収率の手続であった源泉徴収をますます強化しながら、わずかの控除と税率の緩和で源泉徴収は、私がさきの大蔵委員会百億の減税をわめき立てました。しかし、あけてくやしき玉手箱、その中身は総額六百三十億にすぎませんでした。税率においてごくわずか下げられたが、それ以上に物価が上がつてしまひました。しかも、このごくわずかの税率引き下げの恩恵にもあづかれないと見なして、その内部留保を非常に苛酷な税率で収奪し、中小企業の資本の蓄積を圧迫し、事業の発展を阻害しておられます。一日も早くこれを撤廃しなければなりません。

以上述べました理由によりまして、

主権と申しますか、日本国民なんですか。さいまして、そういう面では実はここ数年来経済的な援助、すなわち技術の援助、その他あるいは教育面におきましてもやつて参りました。あるいは無医村における医療医師の派遣というようなことも、日本政府がやつて参ったわけがございます。結局は、ただいま御指摘のような点につきましては、沖縄と日本内地間のあらゆる面の交流を盛んにする、従つてこちらからいろいろ指導面あるいは資本的な面におきましても参りますし、また沖縄の人たちに内地に来てもらいまして、技術の面や文化の面におきましていろいろ内地の水準の高いところを学んでいただこうというような必要があります。

最近におきましては、沖縄へ渡航する数も非常に多くなりましたし、また

おきまして、ついでございまして、特にアメリカ側が最も参りますし、また沖縄の人たちに内地に来てもらいまして、技術の面や文化の面におきましていろいろ内地の水準の高いところを学んでいただこうというような必要があります。

○政府委員(大竹民陸君) いずれも、

テレビ、ラジオともに民間の企業でございます。内地におきまして、それぞれ電波の関係あるいはその他で、政府の監督その他の関係があると思いますが、沖縄におきましてもほぼ同様な状態でございまして、特にアメリカ側が番組の編成を指図する、こういうふうな関係は今日行なわれておらないと思います。

○委員長(大竹平八郎君) 普及率は、

○政府委員(大竹民陸君) ラジオの方

を申し上げますと、大体十九万戸ぐら

いの総戸数に対しまして七五%程度の戸数に普及をいたしております。それ

とは言えません。そういう面につきま

しては、将来とも日米間の折衝によりましてその交流がさらに拡大して、そ

うしてその結果が沖縄住民の生活の向上や経済の発展のために役立つようにして参りたい、またそういう希望は十分持てるものと考えております。

○委員長(大竹平八郎君) ちょっとと速記をとめて。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけて。

○委員長(大竹平八郎君) お尋ねをいたしたいのですが、これは郵政省関係と思うのですが、最近沖縄に沖縄テレビができる、それからラジオは前より相当盛んにやつておられるのですが、こういうテ

レビあるいはラジオ等に対しても直接の監督と申しますか、そういう点は米国自身がやつておるのであるが、あるいは

自主的に琉球政府にまかしているのであります。

○政府委員(大竹民陸君) いずれも、

○須藤五郎君 私も二、三聞きたいと

思うのですが、この農業に対する、

○須藤五郎君 初年度予算に計上いたしましてお願いしてあります

す分が千三百万円、その下に数字がつ

きますが、大体千三百万円、別に沖縄

側の負担があるわけでございますが、

本土側政府といいたしましては千三百万

円。これは一年だけでは十分な効果が期待し得ない性質のものでございます。

○須藤五郎君 以降の経費の状況につきましては、大体五年

程度継続して援助をする必要があると

いうふうに考えておりますが、二年後

はつきりした確定したものはございま

す。なお、日本からこういう援助をして

なければならないような条件がほんと

うにあるのか、するならば援助をし

うければなりません。なぜなら、援助を

する、かのように承知をいたしております。

○須藤五郎君 アメリカが行政権を

持つておるのだから、アメリカも相当

私は援助をしておるはずだと思うので

す。なお、日本からこういう援助をして

おられる、かのように承知をいたしました。

○須藤五郎君 そうすると、今の沖縄の農業のやり方と申しますのは、それ

はアメリカ式でなく、今日までやはり日本式をずっと続けておる、だから、

日本の農耕法を持っていて指導した

方がいいと、こういうことですか。

○政府委員(藤枝景介君) 沖縄の本土復帰ということは、申し上げるまでもなく、沖縄住民の非常な熱願でありますし、また日本国民全體としても念願をしておるところでございまして、この点についてはしばしば政府がお答えをしておりますようになります。

ただ、現実には、ここ早急に施政権の返還というものが行なわれるかどうかと

いうことは、相当困難視しなければならぬ。しかしながら、これはアメリカ

側の、特に沖縄におります高等弁務官その他も同様でござります。いずれ

の日かということは、非常に遠いかも

しれませんけれども、いずれ日本に復帰するという観点に立つておるもので

ございます。従いまして、日本国民で

農場だけではございませんけれども、

木先生にお答えいたしましたが、一戸

千三百四十万ドルくらいの支出をいたしております、いろいろ項目ございま

すから、そういう面においてはやはり日本式の農業の方がいいんではないか

ということでございます。もっとも、内地も同様でございますが、今後米の輸入は相当多いのではございますが、これはやはり沖縄の農

家畜でありますとかをこの模範農場に譲りだしまして、しかも日本の技術者も参りまして、沖縄の農業の発展に資したいというふうな観点から、これ

をいたしたわけでござります。

一方、マイクロ回線の問題につきましても、沖縄住民と日本内地とのあら

ゆる面における交流をさらによくする

という意味において、電話回線あるいはテレビを持っていきたいという観点

に立ちまして、援助をしたいというわけござります。

○須藤五郎君 そうすると、今の沖縄の農業のやり方と申しますのは、それ

はアメリカ式でなく、今日までやはり日本式をずっと続けておる、だから、

日本の農耕法を持っていて指導した

方がいいと、こういうことですか。

○政府委員(藤枝景介君) さようございます。ただ、長い占領期間、そしてその後の期間がございまして、日本

内地のよな農業技術が発展をいたしておりませんので、少なくとも日本内

地の農業技術の水準まではもつていつてあげたいというふうに考えておるわ

けであります。先ほど特連局長から荒

木先生にお答えいたしましたが、一戸

○須藤五郎君 僕は、沖縄におけるアメリカが、施政権を持ちながら、現在は沖縄人に對しておるやり方といふものに対し僕は怒りを感じるわけなんです。十分なことをしないといふことを油縄の人たちから聞いておるわけです。それで、日本からこういう援助をしなければ沖縄の人が幸福になれない、こういう現在のアメリカの占領状況で沖縄人が苦しんでおるということは、はなはだ僕ら不満にたえない。ところが、せつかく日本がそういう援助をしたことが将来むだになるようなことが起こりはしないだろうか、こういうことも僕たちの懸念の中にあるわけです。それで、今のよくな質問をしたわけなんですが、そういう懸念は私は残るだらうと思うのです。将来相当長い期限ですから、その期限はわからぬのですから、そういうことも起ることの可能性がある、そういうことなんですね。

そこで、まあその問題はそれでいいですが、このテレビ、ラジオの問題ですが、一体沖縄人は今テレビやラジオはどのくらい台数は持っているんですか。人口比率はどういうことになっておりますか。

○政府委員(大竹民謙君) 人口は大体八五万程度、戸数にいたしましてほぼ十九万戸でござります。ラジオの普及率は大体七割五分ということを承知いたしております。それから、テレビ

の方は、最近一万台、これはテレビ放送が始まりまして一年数カ月をたった送がござります。大体三万八千台

章其の三

取引でやつたんであって軍関係のものじやないということを極力言つたわけ

これが、いかに日本政府自体も考える
のが妥当でないかという意味におきま
して、各種の援助等を行なつておる次
第でございます。

め、幸福のためということになつてお
りますが、しかし、これは何かあれば
すぐ軍関係にも利用される向きがある

○政府委員(若元謙君) 今回日本から
どうですか。

的というものが隠されておる場合が非常に多いのですよ。だから、今度の場合にもやはりアメリカとしては、ハガ

立たないのじゃないかというふうに考
えております。

ない、こういう現在のアメリカの占領状況で沖縄人が苦しんでおるということは、はなはだ僕ら不満にたえないところが、せっかく日本がそういう援助をしたことが将来むぎになるようなことが起こりはしないだらうか、こう

はどこまでも民間の施設でありまして、これを軍がすぐに接収するとか、そういうことはちょっと考えられない

ちょっとそのままでは使えないという
ような施設でございますので、まあ

にそれを接収するときに、私たちそれを拒否することも、そういう力もないで

○須藤五郎君 私たちは、平和を愛するわけです。もし日本から贈与したものが、何かの場合に、いつもある、たゞ

うへりの宣から頼まれまして
そうして南ベトナムに出かけたわけで
す。百数十日かかつてマイクロウエー

○政府委員(大竹民謙君) 人口は大体八五万程度、戸数にいたしましてほぼ十九万戸でござります。ラジオの普及率は大体七割五分ということを承知いたしております。それから、テレビ

しかし、そろそろ心配がなれといふ保

日本の電電公社は、これは商

やつ、その中の沖繩分を沖繩電電に贈

の贈与の問題は、どこまでも沖縄と、

卷之三

卷之三

○政府委員(藤枝宗介君) 先ほど郵政

○政府委員(藤枝宗介君)の技術的

んです。そこで、そういう心配はないだろうというあなたの御返事ですが、しかし、そういう心配がないという保

とがあるのです。ひた隠しにしておりました、そのときに。それを暴露したときに、日本の電電公社は、これは商

省からもお答え申し上げましたよう
に、今度の施設は日本から沖縄までの
やつ、その中の沖縄分を沖縄電電に贈

は面、私も全然しろうとでわからないのでございますが、今度のマイクロ回線の贈与の問題は、どこまでも沖縄と、

沖縄住民と日本内地との交流をさらに円滑にしようということです。おそらく、戦争とかそういう事態になつての通信を、こういうものを利用しなくとも十分他に持つてゐるので、これを利用するというようなことはちょっとと考えられないのじゃないかと、うふうこ考えております。

上げますと、三億五千九百万円でござります。負担区分を申し上げますと政府が負担いたします分が一億八千百万円でございます。日本電電公社が負担いたします分が一億三千六百万円、琉球電電公社、向こうの電電公社が負担いたします分は四千百万円でござります。

リカ軍のやつが一つと、それから民間のやつが一つなんですか、民放が一本テレビはあるわけですか。
○政府委員(大竹民陸君) 民放が一つございます。

○前田久吉君 そうすると、あと三本にも四本にもなってゆくという可能性性はもあるのですよ。

もなければ、これにて討論は終局したるものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。沖縄における機械農場に必要な物品及び本邦と連絡の間の電氣通信によると電氣機器の

○須藤五郎君　あなたが、今沖縄人と日本人との間をより円滑にするためにこういうことをやるのだと言う、それをすなおに私も受け取つていいと思ふ。いますが、それならば、こんな農業の指導者を送るとか、それでラジオ、

○荒木正三郎君 一言だけ。私、前からお尋ねしておきたいと思っていましたが、沖縄の教育ですね、小学校、中学校、高校で使っている教科書ですね、これは日本のを使っておるのか、あるいは向こうで特別に編さんしてい

○政府委員(大竹民陸君) 非常に狭い場所でございますから、内地の府県あたりと比較いたしまして、これ以上今後ふえるということは企業的にちょっと可能性がないんじゃないかと思ひます。

信設備の譲与に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の手を願います。

テレビの施設で貰うということ、これも悪いことではないかもわからぬ。しかし、もつとなさるべきことが僕はあると思うのですよ。それを日本の政府はなさずしておいて、そしてこういうことで沖縄人と日本人との間を結びつ

○政府委員(藤枝泉介君) 日本内地で
使っておりますものを向こうでも使つ
ております。
○前田久吉君 ちょっと電波のことだ
るのか、この機会にここで聞いておき
たいと思います。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

けて、いこうというような、そんなことは私はごまかしだと思うのですよ。ほんとうに沖縄人のことを考えるなら、沖縄人が今日本復帰を心から望んでいいわけですが、何で日本政府はもつと積極的に、中間の反対派でなく、これぞアメ

聞きたいんですが、さっき第二の何が
出るという話がありました、沖縄で
はまだ何か第三も第四も出るといふこ
とになりますか、またそれに使うマイ
クロウエーブになるわけですか。この
点はどうなさうですか。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

リカに要求しないかというのです。それを一つもせずにしておいて、こういうことをやっているというのは、日本人をこまかし、沖縄人をこまかすといふ、そういうふうな印象を私たちには受け

○政府委員(大竹民陸君) 現在、ラジオの民間放送が二つと、テレビの民間放送が二つございます。今回施設いたしましたマイクロ設備は、内地と沖縄との間の電話通信に利用いたします。

和たせは、この法案に反対をするものなんです。

けるわけです。これは私の意見ですか
ら、答弁を求めません。答弁を求めて
も答弁できないだろうと思いませんか
ら、答弁を求めませんが、そこでもう
一つ私聞いておきますが、このラジ
オ、テレビの今度の施設ですね、これ
は大体総額どのくらいになるんですか。

と、それから沖縄にあります二つのテレビ局に日本のなまテレビを送る、こういう目的に使われるわけでございました。先ほど私が何か申し上げました中でお聞き取りにくかった点があるうかと思いますが、実情はそういうことでござります。

の ような 小手先の ごまかしを やめて、
真に 沖縄人のためを 思うならば、彼ら
の 心から の 要求である 日本への 復帰を
アメリカに向かって 堂々と 要求す べき
だと 私は 考えます。この 見地に 立ちま
して、私は この 法案に 反対を するもの
であります。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御意見

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案（予備審査のための付託は二月二十七日）

昭和三十六年四月十四日印刷

昭和三十六年四月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局